

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所
1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、7号機
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、7号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項2件が確認された。

【核物質防護関係】

○柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカードの不正使用（白、SLⅢ）【第3四半期】

○柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失（赤、SLⅠ）【第4四半期】

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○柏崎刈羽原子力発電所7号機 新たに技術基準への適合性が求められる溶接部における機械試験の未実施について

○柏崎刈羽原子力発電所7号機 蓄電池室（区分Ⅳ）内における感知器の不適切な箇所への設置について

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が2件確認され、第3四半期に確認された核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「白、SLⅢ」であり、この評価を受け、対応区分を第1区分から第2区分へ変更した。

第4四半期に確認された核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「赤、SLⅠ」であり、この評価を受け、対応区分を第2区分から第4区分へ変更した。

なお、柏崎刈羽原子力発電所の一連の事案を受け、令和3年4月14日、第3回原

原子力規制委員会において、検査対応区分が通常の第1区分となるまで同発電所において特定核燃料物質を移動してはならない旨の命令を発出した。

安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

対応区分は第3四半期が第2区分、第4四半期が第4区分であった。そのため、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度第4四半期の対応区分が第4区分であることから、引き続き第4区分とし、基本検査のサンプル数を増やす（核物質防護のチーム検査を昨年度の2回から4回にする）とともに原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html